

白山市過疎地域持続的発展計画の進捗状況について（令和５年度）

1 白山市過疎地域持続的発展計画の概要（令和３年９月策定）

(1) 背景

令和３年４月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「新過疎法」という。）により、過疎地域から除外された。

しかしながら、特定市町村の区域とみなされる区域として、６年間の経過措置が適用されることから、引き続き過疎対策事業債の発行等の財政支援を受けるため、新過疎法に基づき、令和３年９月に計画を策定した。

(2) 目的

地域の持続的発展を支援し、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上並びに地域格差の是正を図るとともに、公共施設等に関しては、公共施設等総合管理計画等と整合性を図りながら、充実した生活環境の整備に必要な事業を適正に実施する。

(3) 計画期間

令和３年度～令和８年度（６年間）

(4) 特定市町村の区域とみなされる区域

旧吉野谷村、旧鳥越村、旧白峰村

(5) 施策別項目

市総合計画等との整合性を図りながら以下の項目について計画を策定。

- ① 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- ② 産業の振興
- ③ 地域における情報化
- ④ 交通施設の整備、交通手段の確保
- ⑤ 活環境の整備
- ⑥ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- ⑦ 医療の確保
- ⑧ 教育の振興
- ⑨ 集落の整備
- ⑩ 地域文化の振興等
- ⑪ 再生可能エネルギーの利用促進
- ⑫ その他地域の持続的発展に関し必要な事項

2 持続的発展のための基本目標の達成状況（総括）

白山市過疎地域持続的発展計画の成果指標に定める令和7年度の目標値に対する達成状況及び進捗状況は次のとおりです。

(1) 達成状況

令和5年度の目標値に対する達成状況

- 1：目標値を達成（達成度100%以上）
- 2：目標値の80%以上を達成
- 3：目標値の80%未満

(2) 進捗状況

計画期間（R3～R8）を通しての進捗状況

- A：目標が達成された
- B：一定の進捗がある（達成に向けて進捗している）
- C：進捗は遅れている（達成が遅れる可能性がある）
- D：進捗は大幅に遅れている

成果指標	基準値 (H30)	実績 (R5)	達成 状況	進捗 状況	目標値 (R7)
人口の社会増減数 (転入超過)	511 人	328 人	3	C	2,800 人 (6 年累計)
定住促進奨励金制度を 利用した市外からの 転入者数	742 人	2,862 人	1	A	4,200 人 (6 年累計)
白山ろく地域定住促進 奨励金の利用人数	36 人	66 人	3	C	170 人 (6 年累計)
観光入込客数	4,850,567 人	3,861,927 人	3	D	5,200,000 人
スキー場の利用者数	100,809 人	92,393 人	3	D	132,000 人
有害鳥獣捕獲事業	222 頭	199 頭	3	D	600 頭